

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県病院事業管理者職務代理者

香川県病院局長 大津佳裕

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(級別資格基準)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては級別資格基準表（別表第4、別表第5又は別表第6）に定めるとおりする。</p> <p>(感染症等治療業務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>病棟作業に従事する管理員</u> 従事した日1日につき290円</p> <p>(精神病治療業務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>作業療法を補助する管理員</u> 1月につき当該職員の給料月額額の100分の9に相当する額（その額が32,400円を超えるときは、32,400円）</p> <p>(5) <u>判定若しくは相談の業務に従事する職員</u>（保健師を除く。）、作業</p>	<p>(級別資格基準)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては級別資格基準表（別表第4、別表第5又は別表第6）に定めるとおりする。<u>この場合において、クリーニング師及び看護員は、同規則別表第3備考第1項第2号に該当するものとする。</u></p> <p>(感染症等治療業務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 感染症等治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他の職員</u> 従事した日1日につき290円</p> <p>(精神病治療業務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 精神病治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>看護業務を補助する職員</u> 1月につき当該職員の給料月額額の100分の9に相当する額（その額が32,400円を超えるときは、32,400円）</p> <p>(5) <u>判定又は相談の業務に従事する職員</u>（保健師を除く。）、作業療法</p>

療法士又は病棟作業に従事する管理員 1月につき当該職員の給料月額
の100分の6に相当する額（その額が21,600円を超えるときは、21,600円）

(6) 略

(夜間看護等手当)

第14条 略

2・3 略

4 第1項第1号に規定する業務のため、職員（条例第9条第2号の規定に
該当し、給与条例第10条第3項の規定の例により高速自動車国道その他の
有料道路の利用に係る通勤手当を受ける職員に限る。）が深夜における勤
務の交替に伴う通勤を行う場合における夜間看護等手当の額については、
第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に当該通勤に要する
高速自動車国道その他の有料道路の利用に係る料金の額の2分の1に相当
する額を加算した額とする。

附 則

(平成23年度における給与の特例)

3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者
の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任
期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条
令第14号）附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の
一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項の規定によ
る給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当（医療職給料表（一）の
適用を受ける職員に係るものを除く。）、通勤手当、期末手当及び勤勉手
当の額は、平成23年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平
成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第
1項、第5条第1項及び第2項、第6条第3項並びに第7条第1項並びに
技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の規定
の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及
び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」とする。

士又は庁務員 1月につき当該職員の給料月額^{の100分の6に相当する}
額（その額が21,600円を超えるときは、21,600円）

(6) 略

(夜間看護等手当)

第14条 略

2・3 略

附 則

(平成20年度から平成22年度までの間における職員の給与の特例)

3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者
の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任
期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条
令第14号）附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の
一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項の規定によ
る給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当、通勤手当、期末手当
及び勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知
事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）第1条第
3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6
条第3項並びに第7条第1項並びに知事等の給与等の特例に関する条例の
一部を改正する条例（平成22年香川県条例第38号）附則第2項並びに技能
職員の給与の特例に関する規則（平成20年香川県規則第24号）及び技能職
員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年香川県規則第64
号）附則第2項の規定の例により算定した額とする。この場合において、
知事等の給与等の特例に関する条例第1条第3項及び第3条中「給料の特
別調整額」とあるのは「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する
条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成20

年香川県規則第23号) 第1条中「職員とし」とあるのは「職員及び切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成18年香川県人事委員会規則第7号) 第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であって、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその者に適用される給料表の種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	1 技師長、薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 特に困難な業務を処理する主任の職務
略	

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	1 副看護部長、看護師長若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
略	

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表(二) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
栄養士	略					

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	技師長、薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	副看護部長、看護師長若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表(二) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
栄養士	大学卒			5	3	別に定

衛生検査技師

診療放射線技師
 臨床検査技師
 臨床工学技士
 理学療法士
 作業療法士
 視能訓練士
 言語聴覚士

略

			0	5	8	める
	短大卒		2.5	5	3	別に定める
		0	2.5	8	11	
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
衛生検査技師	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大卒		2.5	5	3	別に定める
		0	2.5	8	11	
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定める
		0	0	5	8	

略

備考 略

別表第8 (第6条関係)

医療職給料表(二) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給		
薬剤師	大学卒	2級5号給		
栄養士	大学卒	2級5号給		
衛生検査技師	短大卒	1級15号給		
診療放射線技師	大学卒	2級5号給		
臨床検査技師	短大3卒	1級21号給		
臨床工学技士				
理学療法士				
作業療法士				
視能訓練士				
言語聴覚士				
歯科衛生士			短大3卒	1級21号給
			短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給		

短大3卒	0	1	5	3	別に定める
------	---	---	---	---	-------

備考 略

別表第8 (第6条関係)

医療職給料表(二) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
薬剤師	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士	大学卒	2級1号給
作業療法士	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

歯科技工士	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

備考 略

別表第9 (第6条関係)

医療職給料表(三) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
保健師 助産師	大学卒	2級13号給
	短大3卒	2級9号給
看護師	短大3卒	2級9号給
	短大2卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級17号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。

別表第10 (第7条関係)

職	区分
略	
中央病院事務局長 病院長 (中央病院長を除く。)	略
略	
丸亀病院事務局長	略
略	
略	

歯科技工士	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 略

別表第9 (第6条関係)

医療職給料表(三) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
保健師 助産師	大学卒	2級9号給
	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第10 (第7条関係)

職	区分
略	
病院長 (中央病院長を除く。)	3種
略	
中央病院事務局長 丸亀病院事務局長	4種
略	
略	

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9級	2種	116,000円
	3種	103,100円
略		

2～4 略

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
中央病院事務局長 病院長（中央病院長を除く。） 略	略
丸亀病院事務局長 略	略

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9級	2種	116,000円
略		

2～4 略

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
病院長（中央病院長を除く。） 略	100分の20
中央病院事務局長	100分の15
丸亀病院事務局長 略	略

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。